

児童扶養手当

対象		3月まで	4月以降
本体額	全額支給	42,330円	42,290円
	一部支給	9,990円～ 42,320円	9,980円～ 42,280円
加算額 第2子	全額支給	10,000円	9,990円
	一部支給	5,000円～ 9,990円	5,000円～ 9,980円
加算額 第3子以降	全額支給	6,000円	5,990円
	一部支給	3,000円～ 5,990円	3,000円～ 5,980円

児童扶養手当・特別児童扶養手当の支給月額が4月分（8月支給分）から変わります。改正額については左下表をご覧ください。前年の消費者物価指数の上昇・下落に応じて、翌年度の手当額を自動的に改定するものです。

特別児童扶養手当

対象	3月まで	4月以降
1級	51,500円	51,450円
2級	34,300円	34,270円

※表は、児童1人の場合の月額支給額です



児童手当  
児童扶養手当・特別児童扶養手当の支給額が変わります

町 住民課 住民年金係 ☎65・3301



補助金  
桂川町住宅改修事業補助金制度  
お住まいの住宅改修を補助します

町 産業振興課 商工統計係 ☎65・1106

- 補助金の交付決定前に着工・完了しているものは対象となりません。
- 【補助対象者】①②③④すべてに該当
- ① 申込日現在、町内に住民登録をしている
  - ② 補助の対象となる住宅に居住している
  - ③ 対象となる住宅改修に対し、町で実施している他の補助金などを受けない
  - ④ 町税等の滞納がない（生計を一にする人も含む）
- 【補助対象住宅・工事】①②③すべてに該当
- ① 町内在住の人が町内に所有し居住する専用住宅・併用住宅の住居部分および集合住宅の専有部分
  - ② 「町内の施工業者」および「代表者が桂川町に住民登録している施工業者」が行う改修工事
  - ③ 工費が10万円以上（消費税別）で、平成30年3月31日までに完了届を提出できる改修工事
- 【補助金額】改修工事費用の1割に相当する金額（千円未満切り捨て・上限10万円）
- 【その他】補助金交付の対象にならない工事もありますので、事前にお問い合わせください



税  
軽自動車税の減免制度  
障がいのある方への軽自動車税減免制度

町 税務課 税務係 ☎65・1076

- 【申請期間】納付書が届いてから納期限まで ※申請期間以降の受付はできません
- 【対象】身体障がい者および身体障がい者と生計を一にする人 ※障がいの程度に要件あり
- 【申請に必要なもの】○身体障害者手帳、療育手帳など ○納税通知書および納付書（5月初旬発送予定） ○運転免許証 ○印鑑 ○マイナンバーカードまたは通知カード
- 【その他】減免できる車は、普通自動車を含め1台に限ります



お知らせ  
有害鳥獣に対する報償金  
イノシシ・シカなどの捕獲に対して報償金

町 産業振興課 農林振興係 ☎65・1106

- 有害鳥獣による農作物の被害を防止するため、有害鳥獣の捕獲に対して報償金を交付します。
- 【実施期間】4月1日～10月31日
- 【対象】イノシシ・シカ・アナグマ・アライグマ
- 【報償金額】1頭当たり1万円
- 【その他】報償金を受けるには、狩猟免許取得者で、有害鳥獣捕獲のための町の許可が必要です